

# 地域移行なる幻想

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会  
令和5年度全国施設協議会・特別講演より

本法人常務理事 国立秩父学園親の会 元会長

(資料等作成) 本法人理事

茶圓光彦

長井浩康

本法人茶圓光彦常務理事は、令和5年5月18日～19日に松山市駅前カンファレンスセンター及びオンラインで開催された標記協議会に招かれ、「児者一貫制度の過去・現在・未来」と題する講演を行いました。本論文は、その講演内容を「地域移行なる幻想」と改題し文書化したものです。22頁からスライドを掲載していますので、併せてご覧ください。

## はじめに（地域移行論の危うさ）

私は、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会の常務理事で、国立秩父学園親の会元会長の茶圓光彦です。

この度は日本重症心身障害福祉協会の定期総会・全国施設協議会にお招きを受け講演を行う機会をいただき光栄です。この定期総会・協議会の幹事施設であります愛媛県立子ども療育センター所長の若本裕之先生が私を招く企画を立てられたのは、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会の機關誌である「両親の集い」（2022年7・8月号）に掲載した私と長井浩康理事の共著による「児者一貫『制度』の法的担保について」（当会HPに掲載）をお読みいただいてのことだとうかがつております。

小論文を掲載した「両親の集い」を私たちの法人は倉田清子理事長名で全国の重症児者施設の施設長さんにお送りしました。皆様方の中にはお読みいただいた方もいらっしゃると思います。念のために本日会

場にいらっしゃる方々全員に小論文のコ

場にいるのです。

ピーをお配りします。加えて私が作成し、  
2004年4月号の「両親の集い」に発表  
した「『脱施設』では現実的な議論を」と、

## 【スライド1】

守る会と私のこと

2010年11月号の「両親の集い」に発表した「『地域』と『自己決定』」と題する小論文のコピーもお配りします（当会HPに

掲載予定)。以上の三つの小論文とも持ち帰つてお読みいただければ幸甚に存じます。

講演を始めるにあたって「全国重症心身障害児（者）を守る会」の概要と私の経験についてご説明をいたします。

私どもの会は「守る会」と略称で呼ばれことが多いのですが、守る会は、法律的には二つの組織から成り立っています。

を実施経営する事業体です。かねてより私は「親の会と法人は、一種の利益相反関係にあります」と説明しております。何とならば、親の会からすると施設の医師、看護師、職員の方々は多ければ多いほど良い、施設の設備は立派であればあるほど良いが、法人からすると、適正な人員規模、適正な設備でなければ収支損益が、そして経営が成り立たないからです。

ままなぞる形ではいたしません。若本先生にいたいた演題に即してお話することになりますが、その中で特に児者一貫制度の「未来」のところを膨らませて、現在障害福祉の世界で猛威をふるつてている脱施設・地域移行の主張に言及し、本日お配りする2004年と2010年の小論文に触れながら、私が持つ危機感を皆様方に共有していただきたいと考えています。私は障害者の親でありましたが、一方で重症児者施設の経営者としては施設長の皆様方と同じ立

団)である運動体としての親の会、もう一つは社会福祉事業を行うべく社会福祉法に基づいて設立した事業体としての社会福祉法人です。この二つの組織は、まったくの同一名称で、違いは頭に「社会福祉法人」とついているか、いないかというだけですから、組織内部においても過去には二つの組織を巡る多くの混乱が生じておりました。繰り返しますが、親の会は「重症児者を助けてください」と社会に対しても願いする運動体です。そして法人は、社会福祉事業

で重度の知的障害を有する子ともの親でありました。私が80歳、子どもが50歳の時、子どもが急性心筋梗塞で死去しました。本来ならば私は知的障害の親の会に入るべきだったのですが、守る会とのご縁があつて昭和48年以来約50年間に及ぶ親の会の会員です。また法人では長年にわたって常務理事の職務についております。なお、私は大学卒業以来、国内全都道府県に店舗を有する金融機関に就職し、関係会社を含めて65歳に至るまで勤務しました。そして65

歳で定年を迎えた後に会社を設立し、現在まで働いております。

長井浩康理事の協力を得て作成した前述の小論文の私と、本日の講演者としての私の肩書は、法人の常務理事に加えて、知的障害児の入所施設である「国立秩父学園」の元・親の会会長としております。すなわち、施設の経営者の立場と受益者の立場にまたがっております。

それでは、以下本論に入ります。

## 【スライド2】

### 児者一貫制度に関する法体系の混乱

私の「児者一貫『制度』の法的担保について」と題する小論文作成の目的は、わが国の障害施策が、子どもと成人という年齢による区分によつてなされているのは問題であると主張することになりました。

重症児に対する施策は、「児童福祉法」によって（昭和42年に）法制化されました。しかしながら児童福祉法は、そもそも第二次世界大戦終了後の昭和22年に「戦争により

父や母、家庭を奪われた子どもたち」すなわち戦災孤児を対象として制定されたのです。この児童福祉法に障害児福祉施策を盛り込んだことが、今に至る障害福祉施策の混乱を招き、守る会が「児者一貫」を主張しなければならない状況に至った原因となつたのだ、と私は小論文で主張しているのです。

が、障害福祉施策混乱の原因であると私は思います。

## 【スライド4】

何が混乱かご説明します。児童福祉法が対象とする「児童」とは、原則的に18歳未満です。児童福祉法による「精神薄弱児（当時）」と「肢体不自由児」の入所施設（当時は措置による収容施設でした）は、従つて原則として18歳未満を対象としており、18歳に達すると退所しなければならないといふものでした。なぜ18歳になつたら退所しなければならないのでしょうか。この18歳（児童福祉法による成人区分概念）問題について、根源的な法律論および福祉制度論による検証がなされないまま現在に至つたこと

を前提として（認めて）、その後の議論を重ねて行つてきているために、議論そのものが論理的でなく歪んだものになつております。それに後で述べますが、奇妙な観念的理論が加わつて障害施策を摩訶不思議なものにしているというのが私の主張なのです。

児童・成人（民法上は「成年」）の法律的な区分は、基本的には行為能力を認めるか否かの区別です。行為能力を認めるとは何か。それは親の庇護下にあつた子どもが一人前になつたから、例えば不動産の購入契約などをしても良い、すなわち法律行為を

しても良いということです。わが国ではつい最近（2022年4月1日）民法が改正され、18歳に引き下げましたが、明治9年に太政官布告で20歳になると成人と認めるにされ、最近まで約140年間続いたのです。

しかしながら世界の各地には一定の年齢になつたから成人と見做すということでなく、一人前になつたかどうか一種のテストをして能力を測るという風習・制度も見られました。例えばオーストラリアの先住民であるアボリジニでは男性の成人通過儀礼として、少年が10歳から16歳になると一定期間一人で原野に出てサバイバル生活を行ない、帰還すれば一人前と見做すということでした。しかしながら必要とされる能力が「原野で生き残る」というようなことでは測られない現代国家では、一定の年齢に達すると知的能力が備わるだろう、との考え方から成人と見做す（見做さざるを得ない）ということになったのは、ご承知の通りです。なお、歴史的には能力を測るに、身体

的能力よりも知的能力に重きを置くことに傾いてきたと言えるでしょう。

そこで皆さまにお尋ねしますが、重症心身障害児が、あるいは重度の知的障害児が、18歳や20歳になつたからといって成人、一人前になり得るでしょうか。不動産を購入するというような法律行為ができるでしょうか。未成年であれば親権者が、成年であれば成年後見人が関与しなければ、不動産は購入できません。

障害施策は、特に重度の知的障害、重症心身障害の施策は、ライフステージに切れ目なく応じて一貫して行うべきを、緊急避難的に児童福祉法で行い、その法体系・施策の不足、矛盾をつきはぎの追加の法と施策によって弥縫（びほう）してきたというのが実態なのです。しかも重ねて言いますのが、皆さま方がご承知のように令和4年6月の第208回通常国会で「こども家庭庁」が設置されることになり、その所掌に「障害児支援」なる項目が定められました。障害児の管轄はこども家庭庁に移り、障害者の管轄は厚生労働省に残るということです。

繰り返しますが、従来の障害施策の法体系そのものが緊急避難的に成立し、論理的一貫性に欠けるのに、それを根本的に見直すことなく管轄省庁まで分離されてしまつて、今後どうなるのだろうかというのが私の問題意識なのです。

以下、与えられた講演の議題に添つて児

者一貫制度の経緯をお示しします。

## 児者一貫制度の過去・現在・未来

### 【スライド5】

#### (A) 過去（不思議な法体系下での運動の限界）

戦前には重症心身障害に関する施策はありませんでした。前述しましたように戦後の昭和22年に、やっと知的障害児（当時は精神薄弱児）と肢体不自由児に対する施策が児童福祉法制定時に盛り込まれたのです。

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重なった重症心身障害児は、昭和22年当時定

義すらなかつたのです。

## 【スライド6】

昭和42年に慶應大学病院および日赤産院の医師であった小林提樹先生のご指導と、故北浦雅子守る会会長をはじめとする親たちの運動の成果として、児童福祉法に重症心身障害児施策が追加して盛り込まれました。

知的障害、肢体不自由、重症心身障害に対する施策は前述しましたように基本的に児童に対するものでした。当然ながら成人（児童福祉法では18歳）に達したら施設を出て行かなければなりません。そしてそれが現実的でない、施策として充分でないことは行政も親たちも知つておりました。

そこで行政は何をしたか、昭和42年の児童福祉法改正において「精神薄弱児と肢体不自由児については、措置権者の裁量において満20歳に達した後においても引き続き児童福祉施設に所在させることができる」とし、重症心身障害児については、「18歳以

上の者についても、その者を当分の間、児童福祉施設に所在させることが出来る」と規定したのです（精神薄弱児と肢体不自由児が20歳まで所在できることには、既に法制定時になつていた）。

児童を対象とする児童福祉法に例外的なものとして成人の処遇に関する規定を置いたのは、立法論、法体系としてはめちゃくちゃです。このことに関する桑原洋子龍谷大教授は著書の「社会福祉法制要説」（有斐閣）において以下のように述べています。

「社会福祉法制は、学問体系として整備されておらず、未完成の部分が残されている。

## 【スライド7・8】

### (B) 現在（障害者総合支援法制定下での児者一貫制度の保持）

ともあれ、私ども守る会の運動は行政の理解を得ることができました。すなわち、「障害者総合支援法」によつても児者一貫制度はいくつかの条件（日中活動など）はつけられたものの、守り得たのです。この縟の詳細については前述の私と長井理事による小論文に触れておりますので、ここで触れません。

私ども守る会は「自分の間、児童福祉施

設に所在することができる」との法規定、すなわち児者一貫制度を「定着」させようとしたのが、そして社会に働きかけ、それは成績を見たのです。しかしながら、一方では、いびつな法体系の抜本的には正を図る運動をせず、いびつな目につぶり弥縫策（びほうさく）をそのまま定着させて現実の結果を得ようとしたことは、運動の限界であつたと言えるのかも知れません。

## 【スライド9】

知的障害児入所施設と肢体不自由児入所施設はどうであったか。両障害にはその後、成人の法が制定されていたのですが、障害者総合支援法の制定によって児童施設に成人が所在することができなくなり、成人施設への移行が強く求められる状況となっています。これに対する両障害の団体は反対することなく、それどころか一方で、両障害のオピニオンリーダーに「脱施設論」「地域移行論」が猖獗（しょうけつ）を極めてきて、私ども守る会から見れば何とも摩訶不思議な状況となっているのです。摩訶不思議とは何か、私は重度の知的障害者の親でしたから実感したのですが、子どもを「地域」などという曖昧で摩訶不思議な概念の場所に残して死ねるか、ということです。

述したように、そもそもいびつな法体系の下にあった制度ではありましたが、従来、行政（厚生労働省）は、そのいびつきを理解していて、私ども守る会の主張を受け入れてくださったと私は考えています。しかしながら、少子化対策を目的として設立したこども家庭庁に「児童福祉法」が移ることによって、すなわち管轄省庁が分割されることによって、従来通りには行かないのではないかでしょうか。徐々に問題が生じてくるのではないか、未来が混沌としたものになるのではないかと、私は危惧しています。そのことについて次項以下に述べます。

私ども守る会から参画している安部井聖子委員は例外的な存在で「重症心身障害児者に入所施設は必要である」と委員会において遠慮がちに発言しており、反発を受けています。委員会での議論の様子については後ほど紹介いたします。なお、安部井聖子さんは現在64歳で、36歳の重症心身障害のわが子を家庭で抱えており、施設には入所させておりません。安部井さんは親の会の東京都支部長ですが、副支部長の京谷美智子さんは76歳になるまで重症心身障害の子を家庭で抱え、体力が衰え介護が従来通りに行えなくなつた、加えて子が頻繁に医療を必要とするようになつたことから、48歳の子を施設にお願いしました。また岩城節子さんは元東京都支部長で、現在は親の

ご承知の通りです。わが国でもこの権利条約を錦の御旗として脱施設、地域移行の主張をなさっている方々が多数存在し、例えば「内閣府障害者政策委員会」メンバー30名のうち、ほとんどは脱施設・地域移行派と言えるのではないかと思います。

私も守る会から参画している安部井聖子委員は例外的な存在で「重症心身障害児者に入所施設は必要である」と委員会において遠慮がちに発言しており、反発を受けています。委員会での議論の様子については後ほど紹介いたします。なお、安部井聖子さんは現在64歳で、36歳の重症心身障害のわが子を家庭で抱えており、施設には入所させておりません。安部井さんは親の会の東京都支部長ですが、副支部長の京谷美智子さんは76歳になるまで重症心身障害の子を家庭で抱え、体力が衰え介護が従来通りに行えなくなつた、加えて子が頻繁に医療を必要とするようになつたことから、48歳の子を施設にお願いしました。また岩城節子さんは元東京都支部長で、現在は親の

## 【スライド10・11】

### (C) 未来（混沌）

児者一貫制度と脱施設・地域移行の問題点

#### 1. 国連の障害者権利条約

最近の障害者施策においては「脱施設」「地域移行」という考えが主流になつていて、私は前述しました。この考え方の基礎には「国連の障害者権利条約」があることは皆様方

7 両親の集い 第763号 (2023年11・12月号)

会の関東・甲信越ブロック長ですが、岩城さんも80歳までわが子を家庭で抱え、ご主人の介護も重なってきたので、42歳の子を施設に入所させたのです。

## 【スライド12・13】

先ほど申し述べた内閣府障害者政策委員会（第5期）の公表されている委員の方た

ちの名簿を示します。委員には当然ながら重度知的障害者、重症心身障害者の本人はいません。どうぞ、皆さまにおかれては、この名簿をネットで引っ張り出すなどして、公表されている資料に基づいてこの方たちの経験や障害とのかかわり（障害者本人なのか、あるいは障害者の家族なのか、どういう障害なのか、あるいは学者、施設経営者、施設職員なのかなどなど）について調べてください。

私は、随分以前に参加した障害児者に関する会議で、入所施設の経営者や、入所施設にわが子を入れさせている親が、脱施設の意見を声高に主張しているのに驚き、矛

盾した言動ではないのかと困惑したことがあります。皆さま方も矛盾だと思われませんか。脱施設を言うなら、自分が経営する施設を閉鎖してから、あるいは閉鎖のスケジュールを示してから言え、自分の子どもを施設から出してから言え、と私は言いたいところでした。

また施設職員の経験を経て学識経験者となり（福祉系大学の教員など）、自身の過去の職歴を否定するがごとき脱施設の意見を述べる方が多数いらっしゃるのにも困惑しています。この方たちは「自分が働いた職場がとんでもないところであつた、入所者に対する虐待があつたとか（虐待は、何をされているかも正確に認識できない知的障害者施設、認知症施設において行われることが多い）、親が子どもを施設にほつたらかしにしていた」ということがあつて、施設に嫌気がさしたということでしょうか。

だとしたら地域、（地域が具体的に何を指すのか私にはわかりませんが、例えばグループホームとして）グループホームに移せば虐待がなくなりますか、親のほつたらかしがなくなりますかと聞きたいところです。内閣府障害者政策委員会において私が特に注目しているのは厚生労働省および障害行政に多大の影響力を有する（有した）滋賀県のK氏をリーダーとする脱施設、地域移行派の、いわゆる「地域ネット」の人たちが委員の中に多数いると思われることです。

重度の知的障害を有するものと、身体障害とは、全く違います。前述しましたが、重度の知的障害は法律的な意味で成人になり得ない、意見も主張できず、（虐待されることも訴えられない）、自己決定もできない。しかしながら身体障害者は法律的な意味で成人になるし、意見も開陳できるし、自己決定ができるのです。繰り返しますが、重度の知的障害者や重症心身障害者と違つて身体障害者は「内閣府障害者政策委員会」の委員にも就任可能で、会議の席で意見も開陳できるのです。この両者の重大な違いを理解せずして、重度の知的障害、重症心

身障害をも対象として脱施設、地域移行の理想論を唱える地域ネットの主張を、私は観念的理想論者であり、「青臭い」（未熟）と批判したいと思います。

なぜ私が上記のように思うに至ったか、以下に順次ご説明します。

まず、「脱施設」「地域移行」について、私の考え方を述べます。

## 【スライド14】

### 2. 脱施設、地域移行とは何か

上記を論述するにあたって、まず2004年の毎日新聞の記事の一部を読み上げます。記事の見出しは「重度知的障害者施設『のぞみの園』厚労省方針」「地域移行『受け皿不足』報道」「Nステに抗議」となっています。そして記事のリードには「群馬県高崎市の重度知的障害者施設『のぞみの園』の入所者を段階的に地域へ移す厚生労働省の方針に対し、テレビ朝日系列の報道番組『ニュースステーション』が反対の立場に偏った報道をしたとして、地域で

生活する障害者や親などから抗議や再検証を求める声が相次いでいる（須山勉記者）」とあります。

のぞみの園とは何か、皆さんはご存知で

しょうが、念のために簡単にご説明しますと、1971年に群馬県高崎市郊外の山中に全国の重度知的障害者を対象として彼らが終生生活を送るいわゆる「終の棲家」として設立建設された国立唯一の知的障害者入所施設で、行政改革の一環として2003年10月に独立行政法人化されたものです。通称として「高崎コロニー」と呼ばれていることは皆さんもご承知だと思います。

写真（スライド）を見ていただいて一目瞭然、市街地から離れた山中になります。記事に戻ります。「厚労省の検討委員会は昨年8月、08（2008）年3月までに入所者約500人の3～4割を段階的に古里のグループホームなどに移行させる方針を打ち出したが、番組はグループホームなど地域で暮らすための『受け皿』の不足を指

摘し、反対する保護者の声を紹介した。入所者がパンフレットを逆さに見るなど、障害の重さを印象づけるような場面も放映しました」とあります。

引き続いて記事を引用します。「検討委は02年8月から1年間議論を重ね、（1）のぞみの園の入所者より支援が難しい障害者が地域へ移行している（2）のぞみの園には毎年30億円の上乗せ補助金がつけられ、職員の給与は民間施設に比べ高額だが、入所者サービスの水準は低い（3）地域移行を進める際は不安を抱く本人や家族の心情に配慮し、グループホームなど地域生活の基础设施に取り組むなどを指摘した。番組は検討委のこれらの中には触れず、座長の岡田喜篤・川崎医療福祉大学長が『思い切つて冒険してみませんか』と発言した様子を再現。最後に久米宏キヤスターが『のぞみの園に対する税金の支出は無駄遣いと思えない』『今やるのはむちやだと思います』とコメントした。これに対し、知的障害者の親ら約30万人で作る社会福祉法人『全日本

手をつなぐ育成会』は今月10日、『番組は地域移行が強引に実行される印象を与え、地域での当たり前の生活が否定的に描かれており、知的障害者への偏見を助長しかねない』とテレビ朝日に抗議し、再検証を要請した。『障害のある人と援助者で作る日本グループホーム学会』など3団体も『もう一度問題を正しく伝えて欲しい』と求める要望書などを提出。全国の48障害者団体で作る『DPI日本会議』も協議の場を設けるよう求めている。同学会の室津滋樹代表は

『国が責任を持つて受け皿を作らなければならぬことは確かだが、受け皿がなければ障害者を入所施設に放つておいていいということにはならない』と話している。

以上が記事の引用ですが、記事内には検討委の座長である岡田喜篤先生の話も掲載されています。以下の通りです。

「テレビ朝日から取材も連絡も受けていなかった。番組を見て、むなしい思いがした。入所者がのぞみの園から一方的に出されるという趣旨の解説がされていたし、私

の発言を部分的に切り取り、意図的な構成になつていてる感じた。『重度知的障害を持つ人は一般社会から切り離し、別の社会で生活してもらう』という政策は今日の世界的な認識から見ても明らかに誤りだ。

グループホームなど地域生活ができる資源の少なさは誰もが認めてる。検討委は入所者を親元に戻すとしたわけではなく、地域生活ができる条件を整備した上で移行させる方針だったことは、取材をすれば分かつたはずだ。

以上が、日本重症心身障害福祉協会の理事長でもあつた、そして私たち守る会法人の長年にわたる常務理事でもあつた岡田座長の発言として報道されたものです。

私が注目するのは、地域移行の受け皿に関する「障害のある人と援助者で作る日本グループホーム学会」の室津代表と岡田座長の発言です。室津代表は「受け皿がなければ障害者を入所施設に放つておいていいことにはならない」と述べ、岡田座長は「地域生活ができる条件を整備した上

の発言を部分的に切り取り、意図的な構成になつていてる感じた。『重度知的障害を持つ人は一般社会から切り離し、別の社会で生活してもらう』という政策は今日の世界的な認識から見ても明らかに誤りだ。

なお、私は岡田喜篤先生と同時期を、守る会法人の理事として過ごした期間が長かったので、先生のご意見を親しく聞く機会が何度もありました。先生は私に対してもしばしば「欧米の障害者入所施設とわが国の施設は全く違う。欧米は障害者に対する優生思想的な考えが施設設置の背後にあって、ナチスのユダヤ人ゲットーの事例とくほんどが一般社会から隔絶した土地にわが国では考えられないような大規模施設として、わが国には昔から障害者を社会に包み込む雰囲気があつた。そして欧米のような優生思想的な考えによる大型隔離施設はほとんどなかつた。欧米の大型隔離施設の反省として始まつた国連の施設廃止、地域移行の考え方をわが国の事情を斟酌することなく直輸入する行動には危うさを感じ

る」と言っておられました。そして高崎コ

ロニーの検討委座長としての仕事を終えられた後にも私に対して「地域生活ができる資源の整備は簡単ではない」と言っておられたのです。

また日本重症心身障害福祉協会の顧問で

あり、そして私ども守る会親の会の顧問でもある社会福祉法人旭川荘理事長の末光茂先生が監訳された「脱施設と地域生活（英国・北欧・米国における比較研究）」と題する書籍には、ノルウェーの施設について以下のように記述されています。「60年代後半は特に施設の改善・充実に力が入れられた期間であり、施設の規模を縮小させ、施設を地域の中に散在させてつくり、家庭的雰囲気があふれた建物や内装にした」。

### 3. 地域移行施策について

さて、以下については地域移行の代表的受け皿と言えるわが国のグループホーム施策に関して、厚生労働省OBであり、私も法人の理事である長井浩康さんに調べて

もらつた資料でご説明いたします。

#### 【スライド15】

##### （1）「社会保障長期計画懇談会」（昭和49年2月）

まず、障害に関して「地域」という言葉が行政レベルで議論されたのはいつからかということですが、厚生大臣の私的諮問機関である「社会保障長期計画懇談会」が昭和49年2月に発表した報告書に表れたのが最初ではないかと思います。報告書は「社

会福祉施設整備計画の改定について」と題されておりますが、「地域」に関係ある部分を抜粋します。

#### 【スライド16】

##### （2）国際障害者年の理念（昭和56年）

昭和56年の国際障害者年の理念に「障害者の社会への『完全参加と平等』というテーマに端的に表現されているように、この社会から全面的に障害者に対する偏見と差別意識を除去し、障害者が他の一般市民と一緒に、社会の一員として種々の分野で活動するとともに、生活を営むことができるようになることにある」と書かれています。

#### （茶圓の意見）

この報告書では、施設収容重視から在宅福祉対策重視へ考え方を変えるべきと述べ、そのためには今後とも「地域」レベルでのニードを把握せよと述べているようです。この報告書で述べている「地域」とはグループホームではありません。「在宅」サービスの拡充、通所・通園施設の整備と主張していますから、基本的にはこの報告書において「施設」と対置させているのは「家庭」なのでしょう。

#### （茶圓の意見）

#### （茶圓の意見）

この理念は至極まつとうな理念ですが、具体的な施策を示しているわけではありません。

### (3) 中央児童福祉審議会精神薄弱児

#### (者) 対策部会（昭和63年10月）

この部会で「精神薄弱者の居住の場の在り方について・グループホーム制度の創設への提言（意見具申）」という文書が出されました。この文書で初めて「地域」と「グループホーム」の結びつきが表れたのだと思います。以下抜粋して転載します。

「かつては、ほとんどの精神薄弱者は地域社会で健常者と共にいきしていくことは無理であると考えられていた。また、精神薄弱者やその家族にとつても『親なきあと』への対応なども考慮に入れれば、施設での生活を選択する方が安心であるというのが一般的であった。しかしながら、精神薄弱者が地域の中で暮らしていくことは、障害程度が重度と見られる人を含めて決して不可能ではなく、また彼ら自身がそれを望んで

いるということは、全国各地で繰り広げられている実践を通じて実証されている。全体的にみれば施設福祉に大きく傾いていた従来の精神薄弱者福祉の流れを見直し、精神薄弱者が地域で生活するための条件整備にも更に積極的な配慮がなされるべきである。全国様々な地域で先駆的に行われている試みに（中略）共通しているのは精神薄弱者が日常生活上の一定のケアを受けながら、街中の住宅を利用して複数で生活する場を設ける」。

#### （茶圓の意見）

繰り返しますが、行政レベルで「グルー

プホーム」という概念が表れたのはこの時が初めてではないかと思います。注意すべきはこの意見書のグループホームは、街中の住宅を利用して複数で生活する場を想定しています。この講演で先に引用した末光茂先生の監訳の本にあるノルウェーでの考え方、すなわち「施設を地域の中に散在させてつくり、家庭的雰囲気あふれた建物や内装にし」と似ていると思います。すな

### 【スライド17】 (4) 中央児童福祉審議会障害者部会意見具申（平成11年1月25日）

この部会で「今後の知的障害者・障害児施策の在り方について」と題する報告書が出されました。

抜粋してお示しします。

「知的障害者・障害児の福祉サービスの充実／知的障害者更生施設の機能の見直し／知的障害者更生施設は、知的障害者に自立のために必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設であるが、入所期間の長期化及びそれに伴う高齢化や一部には要介護化の傾向がみられるところである。このため、まず、重度の知的障害者も地域で生

むわちグループホームとは普通の家庭のように街中にあり、少人数の障害者が共に暮らすことを想定していたと言えるでしょう。ところが、この考えは後に述べますが、大きく変質します。変質は、脱施設論者や地域移行論者の声に押されての結果です。

わちグループホームとは普通の家庭のように街中にあり、少人数の障害者が共に暮らすことを想定していたと言えるでしょう。ところが、この考えは後に述べますが、大きく変質します。変質は、脱施設論者や地域移行論者の声に押されての結果です。

活できるように地域での生活を支援するためのサービスの充実を図ることが肝要である。それを前提として、入所者の地域生活への移行を促進するため、障害の程度や年齢に応じ期間を定めた個別プログラムによる訓練機能の強化のほか、地域生活の準備の支援機能や地域生活へ移行した後のアフターケア機能等の強化を図る必要がある。一方、加齢等により身体機能が著しく低下した入所者に対し、日常生活上の介護のか、身体機能の維持・回復の支援や生きがい等に配慮した支援が適切に行えるよう、施設の構造設備の改善や職員体制の在り方について、検討していく必要がある」。

#### (茶圓の意見)

この報告書の考え方の根底には、知的障害者更生施設（入所施設）は「自立のため必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設である」との考えがありますつまり「更生」施設はあくまでも自立するまでの通過施設なのです。ここで、私は前述した「自立」とは何かという疑問をこの報

告書の作成者に投げかけたいと思います。重度の知的障害者が、ましてや重症心身障害者が通過施設で指導・訓練を受けたからといって自立できるでしょうか。一方で厚生省は前述した「高崎コロニー」を、当初は重度の知的障害者の「終の棲家」として制度設計していたのですから、通過施設だけでは間に合わないという意識を持つていたのだと思います。

#### (茶圓の意見)

重度の知的障害者、重症心身障害者本人の意向をどのように確認するのでしょうか。私には絵空事としか思えません。なお、この計画書の最大の問題点は「入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」という文言が、行政はもう入所施設をつくるないと述べていると理解されていることです。私はこの「理解」を知的障害者団体の責任者から聞きましたし、また

「施設等から地域生活への移行の推進。障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。『障害者は施設』という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理

解を促進する。施設の在り方の見直し。施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」。

### 【スライド18】 (5) 内閣府障害者基本計画（平成14年 12月）

発表された計画書から関係部分を以下に抜粋します。

この報告書の考え方の根底には、知的障害者更生施設（入所施設）は「自立のため必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設である」との考えがありますつまり「更生」施設はあくまでも自立するまでの通過施設なのです。ここで、私は前述した「自立」とは何かという疑問をこの報